



★今号のTOPIC★ 相続シリーズ⑧ 配偶者居住権制度について

新年あけましておめでとうございます。相続シリーズ第8回目である今回のテーマは「配偶者居住権制度」です。この制度は、相続の際に被相続人の配偶者をより厚く保護するため、2020年4月1日より新たに開始されました。今号ではこちらの制度について詳しくみていきましょう！

子ども配偶者居住権とは

被相続人の**配偶者**が他の相続人との間で共同で相続する場合に、居住建物の所有権を相続しなくても、終身の間、又は、一定期間、家に**居住**し続けられる**権利**

～～～少しわかりづらいので、事例で考えてみましょう～～～

【事例】

花子さんは夫である太郎さんを亡くし、子供である一郎さん、二郎さんと遺産分割協議を行うことになった。

相続財産は自宅（花子さんと太郎さんのみ居住していた）と現預金のみ。

花子さんはすでに定年を迎えており現在は年金暮らし。

子供の一郎さん、二郎さんは現在仕事をしており経済的に自立している。

花子さんはこれからも自宅に住み続けることを希望している。



さて、このような場合に、花子さんは遺産分割協議でどれくらいの財産を受け取るのが適当でしょうか。これまでの相続制度では、居住建物（自宅）に住むためには所有権を取得するしかなかったため、花子さんが自己の住居を確保するため自宅を相続し、さらに現預金の多くを相続すると一郎さん、二郎さんの取り分は少なくなり、争いの元となってしまう、といった状況が起こり得ました。

しかし、高齢社会となり相続が発生した時の配偶者の生活を保護する重要性が高まった背景から配偶者居住権の制度が開始され、配偶者は居住建物について所有権を取得せずに居住することができ、その他財産のみを相続することができることとなったのです。

上記事例では、一郎さん又は二郎さんが自宅の所有権を相続したうえで、花子さんは現預金と共に自宅の**居住権**を相続することが可能となります。

配偶者居住権の内容って？

取得方法

配偶者居住権は無条件で取得できるわけではなく、下記3つの方法のいずれかによって取得ができます。

1. 被相続人の死後、配偶者が遺産分割により取得する方法
2. 被相続人となる方が生前に遺言で、配偶者居住権を遺贈の目的とする方法
3. 被相続人の死後、家庭裁判所の審判により配偶者が取得する方法

※相続開始時において被相続人が配偶者以外の居住建物を第三者と共有していた場合、配偶者は居住権を取得することはできません。

内容・特徴

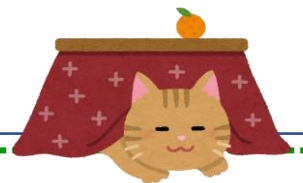
○原則として配偶者は終身の間、居住建物に居住することができる。（※遺産分割又は遺言により、一定期間を設けることも可能。）

○居住権を有する配偶者は、無償で居住建物の使用・収益を行うことが可能となる。

○配偶者居住権を第三者に譲渡することはできない。

○第三者に対抗するためには登記をしなければならない。

○存続期間（定めた場合のみ）の満了、配偶者の死亡、居住建物の全部の滅失等により配偶者居住権は消滅する。



「配偶者短期居住権」というものもあります！

上記のとおり、配偶者居住権は被相続人が亡くなった後すぐに取得できるわけではありません。しかし、その間自宅に住むための権利を一切持つことが出来なければ、配偶者は自宅に住むことができず困ってしまいます。

そのため、居住建物が被相続人の遺産であり、相続開始時に配偶者がその建物に無償で居住していた場合に限り、配偶者居住権を取得するまで（例外的に権利消滅事由があります）の間、配偶者が当該居住建物に住むことができる権利である「配偶者短期居住権」が認められています。

配偶者居住権を初め、タスク司法書士法人・行政書士法人では相続の手続きにつき幅広く対応しております。ぜひお気軽にご相談ください！